

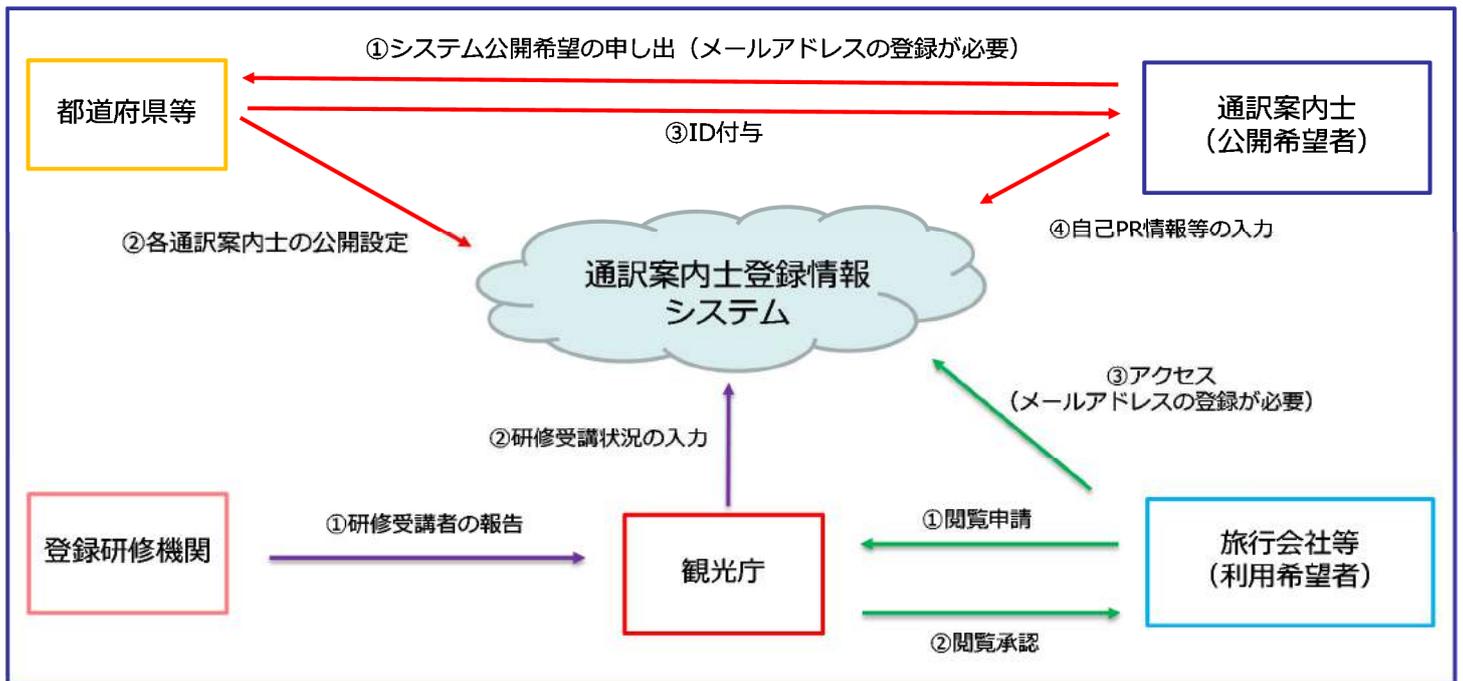
通訳案内士登録情報検索サービスのご案内

通訳案内士登録情報検索サービスの 旅行業者等への公開を開始します。

観光庁が整備している、通訳案内士登録情報検索サービスは、これまで全国通訳案内士様からの公開希望の受付、自己PR情報等の入力を行ってまいりましたが、改正通訳案内士法が施行される平成30年1月4日より、旅行会社等からの閲覧申請の受付を開始し、順次閲覧の承認を行います。これにより、公開を希望した通訳案内士様の情報が下記公開対象者（旅行会社等）から閲覧されるようになります。

※今回新たに公開を希望される方、ご自身の公開状況が不明な方、システムの操作方法がわからない方は【概要版】をご覧ください。

通訳案内士登録情報検索サービスの概要



※通訳案内士様の情報は、ご自身で公開希望の申請を行い、システム上で操作を行わない限り、旅行会社等から閲覧されることはありません。

【閲覧対象者】

- ① 旅行業者（第1種・第2種・第3種・地域限定・旅行業者代理業）
- ② 旅行サービス手配業者（ランドオペレーター）
- ③ 旅館業法に基づくホテル及び旅館
- ④ 労働者派遣法・職業安定法に基づく通訳案内士派遣業者
- ⑤ 日本版 DMO 登録団体

※上記①～⑤のうち、観光庁に閲覧申請を行い、承認された者が通訳案内士の公開情報を閲覧できます。

※自治体に対しては、別途閲覧権限を付与いたします。

【通訳案内士登録情報検索サービスの詳しいご案内】

詳細な利用マニュアルやよくあるご質問は観光庁ホームページの通訳ガイド制度紹介ページをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kokusai/tsuyaku.html>